

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

令和8年7月1日
(公社) 東京都障害者スポーツ協会

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している B：一部対応している C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に則り、定款を定め組織運営を行っている。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ※法人格を有しているため、記載略	—
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 関係法令等を把握し遵守するとともに、倫理規定とそれに伴うガイドラインを設け、事業運営に当たっている。登録団体に対しても、ガイドラインの徹底を図っている。また、個人情報保護法に基づいた個人情報保護に関する規程を設け、情報漏洩の徹底した防止に努めている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款に基づき理事会、社員総会を設置し、事業計画・報告、収支予算・決算の適切な承認手続きを行っている。また、監事による監査を通じて、組織運営及び事業運営について適切な監督が行われている。	A
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 『障害者スポーツの振興を通じた共生社会の実現に貢献する』という基本理念に基づき、毎年度、事業計画の中で基本方針を策定し、ホームページ、冊子等で幅広く公表している。	A

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) コンプライアンスの基となる規程については、法令に基づき年度ごとに見直し、的確に運用している。また、定期的な職員研修を通じてコンプライアンス意識の啓発を促している。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 登録競技団体に対し、定期的な研修会や連絡会等を通じコンプライアンス意識の啓発を行っている。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 財務会計規程等に基づき、財産の独立管理、領収書その他証憑に基づいた支出、監事との情報共有、連携強化、事業に関する収支報告書の作成等確実に取り組んでいる。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公的助成金の活用については、財務会計規程のほか、助成元が発行するガイドライン等に基づき適正な運用を行っている。また、助成元への定期報告や、助成元が行う定例の検査や監査を通じて、その適正性について都度確認を受けている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会計処理については、複数の者がチェックする体制を整えている。 財務会計規程に基づき、顧問税理士の指導・助言を受けながら適切な処理を行っている。また、監事による監査、理事による理事会での確認等、適切なチェック体制を整備している。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 沿革、定款、役員名簿、収支予算、決算報告、事業計画書、事業報告書をホームページにて公開している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 令和3年度より、ガバナンスコードのセルフチェックシートをホームページにて公開している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述) ※該当なし	